

八王子市立保育園延長保育及び特別保育の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 八王子市保育園条例（昭和25年八王子市条例第6号。以下「条例」という。）及び八王子市保育園条例施行規則（昭和25年八王子市規則第5号。以下「規則」という。）に定める延長保育及び特別保育の提供に関する事務処理については、別に定める場合がある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(延長保育の申請)

第2条 規則第4条第1項に定める申請に必要な書面は、延長保育申込書（第1号様式）とする。

2 規則第4条第4項に定める延長保育の提供の可否を保護者へ通知する書面は、延長保育承諾通知書（第2号様式）又は延長保育保留通知書（第3号様式）とする。

(特別保育の提供)

第3条 規則第5条に基づく特別保育の提供日時は、別表のとおりとする。

2 規則第5条に基づく特別保育の提供は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じて行うものとする。

3 規則第6条に定める定員は原則とし、八王子市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）第34条及び第35条を満たす範囲で、保育園の運営に支障がない場合はこの限りではないものとする。

(特別保育の利用登録)

第4条 特別保育の提供を初めて受ける幼児の保護者は、規則第7条第1項に基づく登録を行うため、特別保育の申請を行う前に第1号に掲げる書類を提出し、利用日までに第2号に掲げる書類を掲示し、第3号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 特別保育児童登録カード（第4号様式）

(2) 幼児の母子健康手帳

(3) その他市長が必要と認める書類

2 特別保育の登録を行った保護者は、前項の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合、幼児が特別保育の提供を受けるまでに内容変更後の書類を提出しなければならない。

3 前各項に定める書類提出の受付は、土曜日、条例第6条に定める休園日（以下「休園日」という。）以外の日に行うものとする。

(休日保育の申請)

第5条 規則第8条第1項に定める申請に必要な書面は、休日保育申込書（第5号様式）とする。

2 規則第8条第1項に定める休日保育の募集期間は休日保育の提供を受けようとする日の1か月前から前日（土・日・祝日除く）の正午までとし、定員に達するまで申請順に受付を行うものとする。

3 規則第8条第3項に定める休日保育の提供の可否を保護者へ通知する書面は、休日保育承諾通知書（第6号様式）、休日保育保留通知書（第7号様式）とする。

(年末保育の申請)

第6条 規則第9条第1項に定める申請に必要な書面は、年末保育申込書（第8号様式）とする。

2 規則第9条第1項に定める年末保育の募集期間は年末保育の提供を受けようとする月の1日から27日（土・日・祝日除く）の正午までとし、定員に達するまで申請順に受付を行うものとする。

3 規則第9条第3項に定める年末保育の提供の可否を保護者へ通知する書面は、年末保育承諾通知書（第9号様式）、年末保育保留通知書（第10号様式）とする。

(緊急保育の申請)

第7条 規則第10条第1項及び第3項に定める申請に必要な書面は、緊急保育申込書(第11号様式)とする。

2 緊急保育の申請の受付は、規則第10条第1項及び第3項に定める期間において、八王子市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成26年八王子市条例第33号)第35条第2項の規定に基づく保育士の配置基準を満たす範囲で、定員に達するまで申請順に行うものとする。ただし、土曜日及び休園日は受付日から除き、緊急保育の申請は利用期間1週間単位(緊急保育における1週間は土曜日及び休園日を除く5日間とし最短1週間から最長4週間まで)とする。

3 規則第10条第4項に定める緊急保育の提供の可否を保護者へ通知する書面は、緊急保育承諾通知書(第12号様式)、緊急保育保留通知書(第13号様式)とする。

(一時保育の申請)

第8条 規則第11条第1項に定める申請に必要な書面は、一時保育申込書(第14号様式)とする。

2 規則第11条第1項に定める一時保育の募集期間は一時保育の提供を受けようとする日の1か月前から前日(土・日・祝日除く)の正午までとし、八王子市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成26年八王子市条例第33号)第35条第2項の規定に基づく保育士の配置基準を満たす範囲で、定員に達するまで申請順に行うものとする。

3 規則第11条第3項に定める一時保育の提供の可否を保護者へ通知する書面は、一時保育承諾通知書(第15号様式)、一時保育保留通知書(第16号様式)とする。

(定期利用保育の申請)

第9条 規則第12条第1項及び第3項に定める申請に必要な書面は、定期利用保育申込書(第17号様式)及び定期利用保育変更申込書(第18号様式)とする。ただし、各申込書において利用(希望)時間は、30分単位とする。

2 規則第12条第1項の規定に基づき、市長が定める募集期間内にあった申請を、規則第12条第4項の規定に基づく審査を行った結果、定期利用保育の提供を受けようとする幼児が定員を上回った場合、抽選により承諾者及び保留者を決定する。ただし、定員を上回らなかった場合は、審査の結果により承諾者を決定する。

3 前項に定める抽選は、申請のあった幼児ごとに整理番号を付したうえで、番号を引かれた幼児の申込書に記入された利用希望園第1希望から順に各提供施設へ割り当て、各提供施設の定員が埋まった後に、その提供施設を希望する者の番号が引かれた場合は保留とし、提供施設ごとに待機順位を付する。ただし、複数園を希望している者の番号が引かれた場合、第1希望とする提供施設の定員が既に埋まっていたとしても、第2希望以降の提供施設の定員に欠員があれば、その提供施設に割り当てる。

4 市長が定める募集期間以降に申請があった場合、申請を受付した時点の利用希望園の待機順位最下位として取り扱うものとする。

5 規則第12条第4項に定める定期利用保育の提供の可否を保護者へ通知する書面は、定期利用保育承諾通知書(第19号様式)、定期利用保育保留通知書(第20号様式)、定期利用保育変更承諾通知書(第21号様式)又は定期利用保育変更保留通知書(第22号様式)とする。

(延長保育料の支払期日)

第10条 規則第16条第2項に定める延長保育料の支払期日は、当該延長保育の提供を受けた日の幼児の引き取り時とする。ただし、一般保育の提供の前に当該延長保育の提供を受ける場合は、幼児を預ける時とする。

(特別保育料の支払期日)

第11条 規則第17条第2項並びに規則第23条第1項に定める特別保育料の支払期日は、当該特別保育の提供を受ける日の幼児を預けるときまたは、引き取り時とする。

(延長保育料の減免)

第12条 規則第26条第2項に定める延長保育料の減額又は免除を受けるために申請する書面は、延長保育料減免申請書(第23号様式)とし、原則として減額又は免除を受けようとする月の前月20日までに提出しなければならない。

2 規則第26条第2項の規定に基づき延長保育料の減額又は免除を承認する場合は、延長保育料減免承認通知書(第24号様式)により保護者へ通知するものとする。

3 規則第26条第1項第1号に定める延長保育料の減額又は免除に係る市民税とは、延長保育の提供を受けた月の属する年度(延長保育の提供を受けた月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分のことをいう。

(承諾の取消)

第13条 規則第29条に基づき延長保育又は特別保育の提供の承諾を取り消す場合は、承諾取消通知書(第25号様式)により保護者へ通知するものとする。

(承諾の辞退)

第14条 規則第30条第1項に定める延長保育、定期利用保育、休日保育、年末保育又は一時保育の提供を必要としなくなったときに、保護者が届け出る書面は延長保育辞退届(第26号様式)、定期利用保育辞退届(第27号様式)、休日保育辞退届(第28号様式)、年末保育辞退届(第29号様式)又は一時保育辞退届(第30号様式)とする。

2 市長は、前項に定める書面の提出を受けた場合、前条の規定に基づき承諾を取り消し、承諾取消通知書(第25号様式)により保護者へ通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年度は申込書等の移行期間とし、従前の八王子市立保育園延長保育事業実施要綱、八王子市立保育園休日保育事業実施要綱、八王子市立保育園年末保育事業実施要綱、八王子市立保育園緊急保育事業実施要綱、八王子市立保育園一時保育事業実施要綱及び八王子市立保育園定期利用保育事業実施要綱の各様式を使用できるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 第7条第2項の緊急保育の期間の取り扱いは、平成28年4月1日以降に行われた申請に対して適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

2 別表(第3条関係)の取り扱いは、平成30年5月12日以降の提供日に対して適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

2 令和6年度は申込書等の移行期間とし、従前の八王子市立保育園延長保育事業実施要綱の各様式を使用できるものとする。

また、令和6年度はシステム導入の移行期間となるため、従前の八王子市立保育園延長保育事業実施要綱の第5条第3項、4項及び第6条第3項、4項について、振替可能期間である申込日から3か月以内の提供日に限り、適用することとする。

別表(第3条関係)

種別	提供日	提供時間
休日保育	条例第6条に定める休園日（1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日を除く）	午前7時30分から 午後6時30分まで
年末保育	12月29日から同月31日まで	
緊急保育	条例第6条に定める休園日以外の日	
一時保育	土曜日及び条例第6条に定める休園日以外の日※	午前8時30分から 午後5時まで
定期利用保育	土曜日及び条例第6条に定める休園日以外の日	

※八王子市立千人保育園については、条例第6条に定める休園日以外の日とする。